こども誰でも通園制度の実施に関する手引

令和７年３月

こども家庭庁

こども誰でも通園制度の実施に関する手引

目次

はじめに 3
Ⅰ　基本的事項 4
　１．制度の意義 4
　２．令和７年度の制度の概要 8
Ⅱ　事業実施の留意事項 20
　１．共通事項 21
　２．通園初期の対応 27
　３．年齢ごとの関わり方の特徴と留意点 29
　４．特別な配慮が必要なこどもへの対応 32
　５．計画と記録 39
　６．保護者への対応 41
　７．要支援家庭への対応上の留意点 42
　８．その他 45
Ⅲ その他の留意点等 47
　１．個人情報の取扱いについて 47
　２．他制度との関係 49
　３．職員の資質向上等 50
おわりに 51
参考資料 52
　<参考資料> 52
　＜関係法令等＞ 52

はじめに

○　乳幼児期のこどもは様々な人やもの、環境との初めての出会いを繰り返しながら育っていきます。だからこそ、こどもが人生の最初の一歩を健やかに踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していくことが大切です。

○　０～２歳児の約６割が未就園児ですが、そうしたこどもを持つ子育て家庭には「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者がおり、そうした保護者への支援の強化が求められています。

○　こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」が創設されることとなりました。

○　この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるものとして、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において「乳児等通園支援事業」を規定（令和７年４月１日施行）するとともに、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定（令和８年４月１日施行。令和７年度は地域子ども・子育て支援事業として実施。）され、制度の本格実施により、①給付制度となることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することとなります。

○　また、こども誰でも通園制度では、認定の申請をしている人と申請をしていない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかについて、自治体が状況の把握をすることができるため、支援が必要な家庭やこどもの把握などにつなげていくことができます。こども誰でも通園制度の趣旨は、いわば、ポピュレーションアプローチ（リスクの大きさにかかわらず、集団全体に対して働きかけて全体のリスクを下げる取組）であるとともに、ハイリスクアプローチ（リスクの高い対象を明らかにして、そこに集中的な働きかけを行うこと）へのつなぎの役割も含まれるものです。

○　こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けては、令和６年度に試行的事業を実施するとともに、令和７年度の制度化、令和８年度の本格実施に向けて検討が必要な各論点について検討するため、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、自治体から構成される「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」を開催しました。

○　この検討会での議論を踏まえ、こども誰でも通園制度の意義や、実施の在り方等について、各事業者はもとより、対応に当たる保育者、制度を地域全体で具体化していく自治体等の参考となる資料として、また、利用するこどもの保護者にも制度の意義や基本的な仕組み等が伝わるように、この手引を作成しました。

○　関係者がこどもをまんなかに考え、この制度がこどもにとってよりよいものとなるよう連携しながら、各地域において提供体制の確保と取組の実施を進めるとともに、各施設の実情に応じて創意工夫を図り、質の向上に努めていく際の参考として、本手引を活用していただきますようお願い申し上げます。

※本手引では、児童福祉法に規定された「乳児等通園支援事業」や子ども・子育て支援法に規定された「乳児等のための支援給付」について、制度全体とその実施を「こども誰でも通園制度」と称します。

Ⅰ　基本的事項

1．制度の意義

(1) 基本的な考え方

○　全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは極めて重要であり、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが求められる。

○　こども誰でも通園制度は、こどもの成長の観点から、**「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」**ことを目的としている。

○　こども基本法（令和４年法律第 77 号）には、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められています。保育所や認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所、企業主導型保育事業所等（以下「保育所等」）を利用していないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要です。

○　特に、こどもの誕生前から幼保小接続の重要な時期までの「はじめの 100 か月」は、生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も大切な時期です。「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）においては、就園の有無などこどもの置かれた環境にかかわらず、全てのこどもの「はじめの 100 か月」の育ちをひとしく切れ目なく保障するために、こどもがおとなとの「アタッチメント（愛着）」を土台として、「遊びと体験」を繰り返す「安心と挑戦の循環」を通して成長していくことを社会全体で支援・応援していく必要があることが強調されています。

○　また、子育て家庭の中には「孤立した育児」となるケースがあったり、不安や悩みを抱えていても自ら SOS を発信できない場合もあったりすることも考えると、そうした世帯やこどもへの支援をより適切に、きめ細かく行っていくことも大切です。

○　こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず保育所等に通園できる仕組みとして創設されたものです。その意義は、一時預かり事業のように、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としており、まさに「こどもまんなか」の政策であると考えています。

(2) こどもの成長の観点からの意義

○　家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。

○　同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。

○　年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

○　こども誰でも通園制度は、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であり、こどもの成長の観点から、以下のような意義があります。

・　在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること

・　こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができること

・　こどもにとっては、年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと

・　こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な知識や技術を持つ保育者から、こどものよいところや育ちについて伝えられる、こどもを肯定的に受容してもらう、保護者やこどもに対して温かいことばや応援の声をかけられるといったことを通して、保護者が「家族以外の人が自分たちを気にかけている」と実感できる機会が得られる。そのことにより、こどもへの接し方を見直すきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たり、こどもとの関わりに対して自信を回復することにもつながったりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること

(3) 保護者にとっての意義

○　専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。

○　こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができる。

○　様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。

○　こども誰でも通園制度の対象となる在宅で子育てをする世帯の保護者の中には、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている場合もあります。こうした保護者にとって、こどもとの関わりや遊びなどについて専門的な知識や技術を持つ保育者と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながります。

○　また、保育者からこどもの得意なことや出来ていること、興味のあること等を伝えてもらうことで、親としての自信が回復したり、実際に目の前で、こども同士の関わりやこどもへの保育者の接し方を見たりすることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができたりするなど、保護者自身が親として成長していくことにつながると考えられます。

○　さらに、こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な知識と技術を持つ人との関わりにより、こどもの育ちを共に喜び合えるようになることで、子育ての楽しさや喜びを実感できるようになると考えられます。併せて、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながっていきます。

○　そのほか、こども誰でも通園制度の利用により、親子が地域の様々な社会的資源につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなることにもつながり得ると考えられます。

(4) 保育者にとっての意義

○　これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できる。

○　在宅で子育てをする保護者に対して、家庭の中だけでは気づかないこどもの姿や育ちについて伝えることで、こどもや子育てへの肯定感を支えるとともに、子育ての孤立感や不安感の解消につなげていくなど、保護者に対してもその専門性を発揮することができる。

○　保育者にとってみると、

・　これまでの保育とは異なる難しさがある一方で、これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できる

・　在宅で子育てをする保護者に対して、家庭の中だけでは気づかないこどもの姿や育ちについて伝えることで、こどもや子育てへの肯定感を支えるとともに、子育ての孤立感や不安感の解消につなげていくなど、保護者に対してもその専門性を発揮することができる。また、子育て中の保護者の理解と支援の専門性が在園児の保護者への支援にも有効に展開できるようになる

といったことが意義として考えられます。

○　一方で、

・　こども誰でも通園制度においては、こどもによって在園時間や利用頻度が違うこと、日々利用するこどもが異なること等も踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の適切な情報共有が重要となること

・　こどもを理解するには一定の時間がかかる中で、こどもの特性等を短時間で可能な限り把握する力が求められること

・　保育の実施を目的とする保育所等では、こども誰でも通園制度のこどもが通園することで、保育所等に通っているこども達の保育に支障がないように対応していくことが重要であること

に留意が必要です。

(5) 事業者にとっての意義

○　地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化したりするなど、地域社会との関係が広がり、地域のこどもと子育て家庭を支援する社会資源として地域社会において頼られる存在となる。

○　定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させていく可能性が広がったりする。

○　事業者にとってみると、

・　地域全体のこどもの育ちの環境を向上させることの一翼を担うことで、事業者として新たな役割や可能性を見出すことにつながること

・　これまでなかった新たな制度を地域で展開していくことのやりがいを感じながら、地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化したりするなど、地域社会とのつながりが深まるなかで、地域のこどもと子育て家庭を支援する社会資源として地域社会において認知され、頼られる存在となること

・　利用児童の減少等により定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させたりしていく可能性が広がること

などが意義として考えられます。

(6) 制度の意義を実現するための自治体の役割

○　こども誰でも通園制度は、広くこどもの育ちを支える制度であるとともに、要支援家庭等を早期に把握したり、適切なサポートにつなげたりする新たな機会としての意義も含むこと等、関係者間で認識を共有していくことが求められる。

○　各施策の担当者のみならず首長や教育長をはじめ、関係する職員が部局横断的に、制度の意義について共通理解をもって取組を進めることが重要である。

○　地域の中で家族以外の人々に見守られながら、同年齢のこどもたちと触れ合ったり、一緒に遊んだりする機会を得られにくくなっている今日、こども誰でも通園制度を利用することで、こどもたちにこうした経験を保障することは、こどもの心身の健やかな成長・発達にも良い影響が期待されるという、大きな意義があります。

○　このように広くこどもの育ちを支える制度であるとともに、地域の見守りや支援が必要なこどもや子育て家庭（以下「要支援家庭等」という。以下同じ。）を早期に把握したり、適切なサポートにつなげたりする新たな機会としての意義もあることについて、市町村（こども家庭センター等）を中心とした地域の関係者間で認識を共有していくことが求められます。

○　市町村は、こどもの育ちを支える視点から、関係者と連携して、こども誰でも通園制度の事業を実施する体制を整備することが求められます。地域の全てのこどもにとって良質な成育環境を

整備していく上で、各施策の担当者のみならず首長や教育長をはじめ、関係する職員が部局横断的に、制度の意義について共通理解をもって取組を進めていくことが重要です。

○　それぞれの地域におけるこども誰でも通園制度の事業実施については、各市町村において、受入れに必要な定員数を算出し、必要整備量の見込みの把握を行うとともに、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所等でこども誰でも通園制度を実施することを想定し、地域でどのように提供体制を整備していくのか、市町村において主体的に検討する必要があります。

○　また、こども誰でも通園制度が「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること」を目的としていることなど、制度の意義を地域に向けて周知し、住民全体の理解を広げていく必要があります。こうした取組と併せて、対象となるこどもの利用促進を図るための方策を考え、実践することも自治体の役割です。

○　一方で、地域のニーズにきめ細やかに対応できるよう、こども誰でも通園制度に限らず様々なこども・子育て支援を実施することが極めて重要です。その上で、現行の子育て支援事業や一時預かり事業、市町村独自のこどもの受入れ等に関する事業や要支援家庭への対応など、こども誰でも通園制度の実施と連動させながら、地域の実情を踏まえた各事業の展開を行うことが望まれます。地域全体で事業を発展させていくに当たっては、事業者同士がつながりを持ち、情報交換をしながら地域の課題を解決していく当事者として連携を深めていくことが重要であり、そうしたネットワークの場づくりを行うことが自治体には求められます。

２．令和７年度の制度の概要

(1) 制度の概要

○　こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

○　０歳６か月から満３歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象。

【こども誰でも通園制度の制度化】

○　全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、子ども・子育て支援法上に新たに「乳児等のための支援給付」が創設されることとなりました。

※　「乳児等のための支援給付」は令和８年４月１日施行。令和７年度は地域子ども・子育て支援事業として実施。

【利用対象】

○　0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日までのことを指す。以下同じ。）で保育所等に通っていないこども（※1）を対象とし、居住する市町村が認定します。なお、特別な配慮が必要なこどもを受け入れる場合の加算を行う仕組み（※2）があります。

○　月一定時間（10時間（※3））までの利用可能枠の中で利用が可能となります。

※1　認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満のこどもは対象となり、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月から満3歳未満のこどもは対象外となります。

※2　障害のあるこども、医療的ケアを必要とするこども、若しくは要支援家庭のこども（要支援家庭のこどもとは、例えば、こども家庭センターによるサポートプランが作成されている、若しくは作成の対象となっているなど、関係機関が連携して支援を行う必要があると市町村が認めた家庭のこどもをいう。）を受け入れる場合には、別に定める加算が適用されます。なお、障害のあるこどもとは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問いません。医師による診断書や巡回支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など、障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えありません。

※3　利用可能時間については、国の補助基準額上の上限として定められています。ただし、各市町村の判断において、国の補助の対象となる「月 10 時間」を超えてこども誰でも通園制度を実施する場合があります。

【事業者】

○　こども誰でも通園制度を行おうとする事業者については、市町村が認可を行います。

○　事業を実施する主な場所としては、以下の施設が想定されます。
保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設を除く。）、児童発達支援センター等

○　多様な主体の参画を認める観点から対象施設は上記に限定をせず、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）において定められている基準を満たし、適切に事業を実施できる施設であれば、市町村が認可することが可能です。

○　基準については、国が定めた設備運営基準に基づき、各市町村において条例を制定することとなります。

【指導監査等】

○　市町村は、こども誰でも通園制度における事業を実施する施設について、設備運営基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行います。

(2) 事業の全体像

【事業の実施方法】

○　認可手続、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所。

○　こども誰でも通園制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が行います。

○　実施の意向を固めた事業者は、市町村と相談しながら、開所日数や開所時間、受入れ人数など実施内容や実施方法、職員体制等を検討の上で、認可の申請を行います。

○　市町村は、認可に当たり、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会又は児童福祉に関する利用者の意見聴取をします。

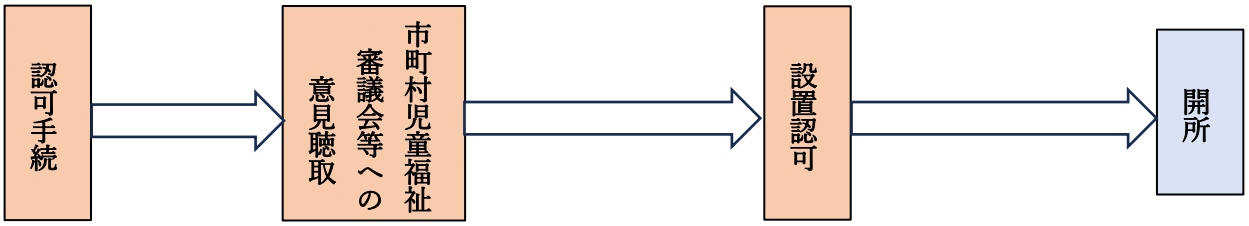

【提供内容の検討】

○　事業者がこども誰でも通園制度を実施する際には、提供内容に関して、以下の事項について検討します。

① 実施方法：（ア）余裕活用型、（イ）一般型（在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施）
② 受け入れるこどもの年齢・時間枠等
③ 利用パターン：（ア）特定の事業所の継続的な利用、（イ）定期的でない柔軟な利用、（ウ）（ア）と（イ）の組み合わせ
④ 食事の提供：提供するかどうか、提供体制、献立作成方法　等
⑤ 親子通園：実施するかどうか、実施回数及び期間　等
⑥ 特別な支援が必要な場合の対応：障害のあるこども・医療的ケア児・外国籍児童等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れ
⑦ こどもへの関わりや遊びの内容
⑧ その他：キャンセルポリシー、事故や災害発生時等の対応　等

＜①実施方法＞

○　事業の実施方法としては、大きく以下に分けられます。

・　保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型」
・　定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う「一般型」

○　このうち、一般型の実施方法としては、以下の形態に分けられます。

・　在園児と一緒に過ごすことを基本とする「在園児合同実施」

・　在園児とは別に、本制度を利用するこども同士で過ごすことを基本とする「専用室独立実施」
・　保育所等に併設せず、本制度のみを実施する施設で事業を行う「独立施設実施」

（余裕活用型）

○　保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能です。

○　余裕活用型乳児等通園支援事業においては、設備及び職員の基準は、設備運営基準第 25 条の規定により、本体施設又は事業所について定める基準に従います。

○　乳児及び１・２歳児の空き定員枠を活用して、本制度の対象となるこどもの受入れを行い、利用こども（こども誰でも通園制度を利用するこどものことを言う。以下同じ。）は、主に同年齢の在園児と同じクラスで過ごします。

○　定員内での受入れのため、基本的に各クラスの保育者による受入れが基本となります。

○　安全面に十分な配慮が必要なことと併せて、空き定員の変動に合わせて、本制度の受入れ枠も増減することに留意（※）が必要です。

※　余裕活用型を利用しているこどもが、定員が埋まることで制度自体を利用できなくなることがないよう、一年を通じて空きがあるところで余裕活用型を実施したり、他施設での利用に適切につながることができるよう配慮したり、保護者へ事前に周知を行うことで理解を得たりすることが望ましいです。

（一般型）

○　在園児合同実施の場合

・　こどもに関わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第 22 条に則し、乳児おおむね３人に対して従事者１人、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人に対して従事者１人以上を配置します。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が２人を下回らないことを遵守する必要があります。

・　各室をはじめとした設備については、在園児と合わせた受け入れ人数に対して必要な面積を満たしている場合は兼ねることができます。

・　専用室がある場合：受入れは専用室で行い、基本的な生活や活動は在園児と合同で実施します。活動内容や時間帯、こどもの状況など実情に応じて、専用室を活用します。

・　専用室がない場合：全ての時間帯を通じて、在園児とともに過ごすことが基本となります。

・　どちらの場合も、利用こどもと在園児ともに無理なく過ごすことができるよう配慮することが必要です。

○　専用室独立実施の場合

・　基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態となります。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能です。多くのこどもと関わりを持てるよう、在園児と交流する機会を積極的に設けることが考えられます。

○　独立施設実施の場合

・　こどもに関わる職員は、本制度の基準に則し、乳児おおむね３人に対して従事者１人、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人に対して従事者１人以上を配置します。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が２人を下回らないことを遵守する必要があります。

・　設備に関しては、設備運営基準第 21 条の規定を基に定められた、市町村の条例を満たす必要があります。

・　連携先を設けて、こどもの経験がより豊かになるよう工夫したり、フォローアップや緊急時の支援が受けられるよう、適切な運営体制の確保に努めたりすることが求められます。

＜②受け入れるこどもの年齢、時間枠等＞

○　受け入れるこどもの年齢、時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、事業所の実情に応じ設定します。

（年齢）

○　乳児を受け入れる場合、見る、聴くなどの感覚や、寝返りやハイハイから歩行に向かうなど、運動機能が著しく発達する時期であること、疾病に対する抵抗力が弱いこと等を踏まえ、適切な環境及び人員体制を確保することが求められます。

○　１歳以上のこどもを受け入れる場合、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになるとともに、指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育者の援助の下、自分で行うことができるようになります。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。このように自分でできることが増えてくる時期であること等を踏まえた、環境及び人員体制を確保することが求められます。

○　専用室独立実施の場合、年齢・発達が大きく異なるこどもが同じ空間で過ごす時間が長くなることが想定されます。そのため、発達段階に応じた安全で安心できる環境を作るとともに、それぞれの発達や興味に応じて、こども同士の関わりが楽しめるよう配慮します。

（開所日数や時間）

○　開所する日数や曜日を検討するとともに、時間帯や時間枠を設定する際には、例えば、

・　１回の利用を午前又は午後のみに区切り、それぞれ２～４時間の利用時間の枠を設ける

・　利用する時間を保護者が自由に選択できるようにする

・　こどもの興味・関心に沿った活動によって選択できるようにする

といった方法が挙げられるとともに、以下の事項も念頭に置き、職員体制など実施施設の実情も踏まえて決定します。

・　こどもの発達状況

・　地域の利用者のニーズ

・　食事の提供の有無
・　併設施設の実施している他事業の状況（ひろばや園庭開放との連携・すみ分けなど）
・　地域の子育て支援事業の実施状況　等

○　利用時間の設定の仕方によっては、受入れや引渡しの時間、利用こどもが事業所で過ごす時間が違ってきます。こうしたことやそれぞれのこどもの実態などを踏まえ、一人ひとりが落ち着いて過ごせるように配慮するとともに、それぞれの生活リズムの構築に向け、保護者と情報共有しながら配慮していくことも大切です。

○　特に、乳児の受入れや昼食以降の時間帯も含めた受入れを行う場合は、こどもの睡眠時の対応が適切なものとなるよう、家庭での生活リズムを把握することを通じて睡眠時間の目安を持つこと、睡眠環境と見守りの職員体制を確保することが必要です。

○　在園児合同実施の場合、利用こどもと在園児との生活リズムが違うことに配慮した生活の流れとなるよう留意します。

＜③利用パターン＞

○　利用のパターンとして、利用する事業所を限定して登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する形（以下「定期利用」という。）や、利用する事業所、月、曜日や時間を固定せずに、定期的でない柔軟な利用をする形（以下「柔軟利用」という。）が考えられます。

○　利用パターンの設定に当たっては、それぞれの特徴や留意点を念頭に、地域の状況等を踏まえ、自治体と事業者が相談の上、利用方法を選択したり、組み合わせて実施したりするかなどについて検討します。

（定期利用）

○　定期利用を行うことによって、こどもが場や人に慣れ、次第に保育者とこどもの関係が構築されると考えられます。

○　また、保護者との関係構築においても、継続した関わりにより見通しをもって接することができ、支援が必要な場合においては効果的であると考えられます。

○　さらに、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況になることが期待されます。

（柔軟利用）

○　こどもの状況や保護者のニーズに合わせた柔軟な利用が可能となります。

○　例えば、遊びの環境の特徴が違う複数の事業所を利用することを通じ、こどものお気に入りの場所が増えていくことにつながったり、多くの保育者やこどもと触れ合うことや、色々な遊びを楽しむ機会となったりすることが考えられます。

○　こどもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、柔軟利用を活用することが考えられます。

○　一方で、保護者の都合のみで一時的に用事先近辺の事業所に預ける等の利用は、制度本来の趣旨である「こどもの育ち」を考えると、望ましい利用方法とは言えません。このような場合には、まずは、一時預かり事業を利用することが考えられます。

（利用パターンの組み合わせ）

○　こども誰でも通園制度の利用に当たって、こどもの育ちの観点から、特定の事業所と関係性を構築しながら継続的な利用を図りつつ、その際に利用パターンを組み合わせて運用していくことも考えられます。

・　こどもが慣れたり、こどもに合う事業所を見つけたりするまでの間は、柔軟利用で複数の事業所を利用しながら、少しずつ継続して利用する事業所を決めていく方法

・　継続して利用する事業者を２、３か所決めて利用する方法等、こどもの状況等によって、利用のパターンを組み合わせる方法　等

○　始めから継続的な利用が前提の場合とそうでない場合で、前者に安心感を覚える保護者もいれば、後者の方が利用しやすいと感じる保護者もいることを念頭に、対応を検討していくことが重要です。

＜④食事の提供＞

○　食事の提供を行うかどうかを検討のうえ、提供する場合、以下の内容を検討します。

・　提供体制（自園調理、外部搬入、弁当持参）

・　献立作成方法（併設施設の献立活用、独自献立の立案）

・　０歳児を受け入れる際の授乳及び離乳食対応

・　適切な衛生管理を行うためのマニュアル作成（HACCP に沿った対応）

※弁当持参の場合も、受渡しや保管場所、提供時等の衛生管理についてマニュアルを作成

・　食物アレルギー対応

＊医師の診断及び指示に基づいた対応（生活管理指導表（※）を活用）

＊対応方針（除去食・代替食による提供、弁当対応）

＊アレルギー疾患対応マニュアルの作成

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019 年改訂版）参照

＜⑤親子通園＞

○　慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、「親子通園」を取り入れるかどうかを検討し、実施する場合、以下の内容を検討します。

・　実施回数及び期間

※本制度の意義に則り、親子通園が長期間になることがないよう留意

○　なお、親子通園を利用の条件とすることは適当ではありません。

＜⑥特別な支援が必要な場合の対応＞

○　本制度は、全てのこどもの育ちを支援することを目的としていることから、障害の有無等に関

わらず、地域のこどもが誰でも通園できる体制整備を行うことが自治体には求められます。

○　各事業所においては、障害のあるこども、医療的ケア児、言語面・文化面等で個別的な対応が求められる外国籍児童など、特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れにあたり、自治体と連携しながら、それぞれの特性や状況に応じた支援について、事業所としての対応内容を検討します。

○　これらの特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れに当たっては、受け入れるこどもの特性や状況に応じた支援が可能となるよう、専門人材の確保や施設の環境整備を含め、必要な受入体制を整備・確保しておくことが必要です。(障害のあるこども及び医療的ケア児の受入れに関しては、Ⅱ４を参照)

＜⑦こどもへの関わりや遊びの内容＞

○　こどもへの関わりや活動の内容を考えるに当たっては、こどもの情緒の安定を図り、その心の成長に寄り添いながら、こどもの発達の過程に応じ、こどもの主体性を大切にしていくことがもっとも重要です。

○　こども誰でも通園制度においては、保育所保育指針に準じ、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて支援が提供されなければならないこととされています(設備運営基準第 23 条)。

○　リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。

＜⑧その他＞

○　利用に当たりキャンセルが行われた場合の対応について定めておくことが必要です。

・　予約や利用のキャンセルは、自治体又は事業所ごとに定めた期日までに、原則として電話又はシステム上で行い、期日を過ぎた場合は、チケットキャンセルポリシー（※１）及び利用料キャンセルポリシー（※２）に則り処理します。

（※１）キャンセル時の利用可能時間の消費について定めたポリシー

（※２）キャンセル時の利用料（キャンセル料）の取り扱いについて定めたポリシー

・　自治体又は事業所において定めた利用料キャンセルポリシーに則り、キャンセル料の徴収を行うことも可能です。また、自治体において定めたチケットキャンセルポリシーに則り、こどもの予約時間分の減算処理を行うことも可能です。

・　いずれのキャンセルポリシーについても、利用こどもの面談時に必ず、保護者に確認の上、同意を得ることとし、その内容については常に確認ができるよう周知をしておくことが重要です。

○　利用中にこどもの体調が急変した場合の対応や、事故発生時の対応、災害発生時の対応等について定めておくことが必要です。その内容については、利用こどもの面談時に保護者に説明するとともに、常に確認ができるよう周知をしておくことが重要です。また、保健的対応に関する指

導・助言等の支援を受けることができるよう、適切な医療機関と連携体制を確保しておくよう努めます。

○　市町村及び事業所においては、利用者が事業者に対し、不満や疑問を抱えた場合に相談できる体制整備をおこない、その旨、利用者へ周知を行います。

【施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫】

○　施設等類型に応じた様々な創意工夫の在り方が考えられるため、事例集にお示しする好事例を参考に、施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要です。

【利用の流れ】

○　一般的な利用の流れとして、以下が想定されます。なお、以下も参考にしながら、地域の実情に応じて効率的で利便性の高い業務フローとすることが期待されます。

①利用申請（利用者）

・　利用者は、市町村の窓口にこども誰でも通園制度の利用を申請します。

②利用申請の受領・審査・利用認定・認定証の送付（自治体）

・　申請を受領した市町村の担当者は、申請者に利用資格があることを確認したうえで、利用認定を行います。その後、認定証を発行し、利用者に送付します。

③市町村 HP 等で施設の選定・電話等による初回面談申込（利用者）

・　利用者は、市町村のホームページ等で利用施設を選定し、施設に対して初回面談の申込みを行います。

④申込受理・面談日程の調整（事業者）

・　施設は申込みの連絡を受けて、面談日の日程調整を行います。

⑤面談（事業者・利用者）

・　施設は、面談により、保護者にこどもの情報や利用に関する情報等について確認します。また、利用に当たって必要な項目等について、保護者に伝えます。面談は、こどもが利用する際に安全かつ安心して利用できるようにするために必要なプロセスとなります。

⑥利用予約（利用者）

・　面談が終わった施設について、利用が可能となります。利用者は、利用のための予約を行います。

⑦予約の確定（事業者）

・　施設において、予約の状況や体制を確認し、受入可能であれば予約の確定とし、利用者に連絡します。

⑧利用（利用者）

・　予約日に施設を利用します。利用に応じて利用料を支払います。

⑨利用時間・加算等を計算の上、費用の請求（事業者）

・　利用時間に応じた費用を計算し、自治体に請求します。

⑩支払い（自治体）

・　施設からの請求内容を確認し、支払手続を行います。

【こども誰でも通園制度総合支援システム】

○　令和７年度から、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、各市町村・施設・利用者が利用できる「こども誰でも通園制度総合支援システム」（以下「システム」という。）が運用開始となります。

○　具体的には、①利用者が予約できる（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできる（データ管理）、③事業者が市町村へ請求書を発行することができる（請求書発行）、３つの機能を併せ持つシステムとなります。

＜システムを活用した場合の利用の流れ＞

①利用申請（利用者）

・　利用者は、市町村の窓口やマイナポータル、各市町村が提供するオンラインサービスにおいて、こども誰でも通園制度の利用を申請します。

②利用申請の受領・審査・利用認定

・　申請を受領した市町村の担当者は、申請者に利用資格があることを確認したうえで、システム外で利用認定を行います。

③ログイン ID・認定証の発行（自治体）

・　自治体がシステムに利用認定を行った者（利用者）を登録すると、利用者に対しメールにてログイン ID が発行され、ログインすることで認定証を確認できるようになります。そのため、市町村から利用者への認定証の送付は不要となります。

④システム上でこどもの情報の登録

・　利用者はログイン ID でシステムにログインし、アレルギー情報等の施設を利用するに当たり必要なこどもの情報の入力を行います。

⑤システム上で施設の検索・選定・初回面談申込（利用者）

・　利用者はシステム上で利用施設を検索、選定し、施設に対して初回面談の申込みを行います。

⑥システム上で申込受理・面談日程の調整（事業者）

・　施設は申し込みの連絡を受けて、面談日の日程調整を行います。日程調整の結果は、電話やメールで利用者に伝えます。

⑦面談（事業者・利用者）

・　施設は、面談により、保護者にこどもの情報や利用に関する情報等について確認します。また、利用に当たって必要な項目等について、保護者に伝えます。面談は、こどもが利用する際に安全かつ安心して利用できるようにするために必要なプロセスとなります。

⑧利用予約（利用者）

・　面談が終わった施設について、利用が可能となります。利用者は、システム上であらかじめ事業者が登録した施設の空き状況を確認しながら予約を行います。

⑨予約の確定（事業者）

・　施設において、予約の状況や体制を確認し、受入可能であればシステム上で予約の確定を行います。利用者にはシステムからメール及びシステム内の通知機能で連絡が行われます。

⑩利用（利用者）

・　予約日に施設を利用します。利用の前日には、利用のリマインドメールが自動で送信されます。登降園時に二次元バーコードを読み込むことで、登降園の時刻がシステムに登録されます。利用に応じて利用料を支払います。事業者側で徴収した利用料をシステムに登録し、システム上で領収書を確認することができます。

⑪システム上で計算された内容を請求（事業者）

・　利用時間に応じて、請求金額が自動計算されます。システム上で、自治体に対し、請求を行います。

⑫支払い（自治体）

・　施設からの請求内容を確認し、支払い手続を行います。

○　システムを利用した場合のおおまかな業務の流れは以下のとおりです。

こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ

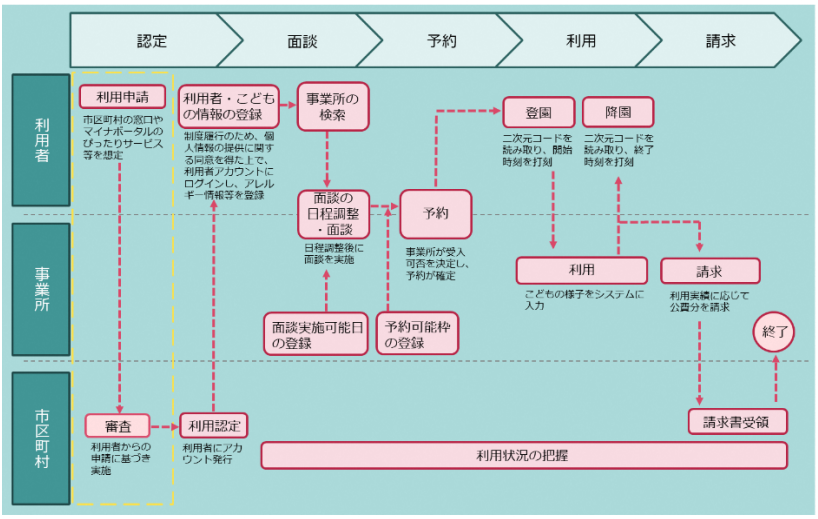

［　］は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

【関係機関と連携した支援】

○　認定の申請をする人と申請をしない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握し、こうした情報を活用して、支援が必要な児童等の把握につなげ、関係機関とも連携し、要支援家庭等のこどもへの対応を充実させていくことが期待される。

○　こども誰でも通園制度の利用の仕方に着目して、支援の必要性を検討し、継続的な状況把握の対象に位置付け、こども家庭センターを中心に効果的な支援につなげていくことが考えられる。

○　こども誰でも通園制度では、認定の対象者のうち認定申請をする人と申請をしない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握することができます。自治体は、こうした

情報を活用して、支援が必要な児童等の把握につなげ、関係機関とも連携し、要支援家庭等のこどもへの対応を充実させていくことが期待されます。

○　また、こども誰でも通園制度の利用の仕方に着目して、支援の必要性を検討したり、継続的な状況把握の対象に位置付けたりすることも考えられます。例えば、異なる多数の事業所に不定期で通うことが続き、こどもが人や場に慣れることができず、こどもに過度の負荷がかかっているような状態を把握した場合、市町村が利用事業者と連携し、こども誰でも通園制度の利用時のこどもと保護者の状況を把握しながら、継続的に見守っていくことや状況の変化に応じて必要な支援につなげていくことが考えられます。

○　要支援家庭等のこどもが、こども誰でも通園制度を円滑に利用できるよう、自治体が実施事業所とも連携しながら、利用施設の選定や事前面談の予約、利用の予約等を丁寧にサポートしていくことも重要です。実施事業所との連携の下、優先利用の仕組みを設けることも考えられます。

○　なお、システムに関して、保護者が主体的に手続を行うことに困難さがあるなど、こどもが制度を利用する機会を逸する恐れがある場合、市町村及び事業者（※）において、システム上で「代理予約」を行うことが可能です。

※　事業者は、利用実績のあるこどもの予約のみ代理で予約可能。

○　さらに、要支援家庭のほか、障害のあるこどもなど特別な支援ニーズがある場合の優先利用の際、こども誰でも通園制度を行う施設の空き枠を事業者と調整しシステム外で確保しておき、実際の利用がある際にシステムで登録するなど、自治体が地域の実情に応じてシステムを活用することも可能です。

Ⅱ　事業実施の留意事項

○　乳幼児期は、安全が守られ、安心して過ごすことができる環境のもと、周囲の人やものとの相互的な関わりを通して、心身が成長・発達していく時期。この時期は、とりわけ、身近な人との応答的な関わりの中で、その後の発達の土台ともなる自己肯定感や他者への信頼感などが育まれていくことが大切。

○　「はじめの 100 か月の育ちビジョン」で述べられているように、幼児期までのこどもの育ちにおいては、安定した「アタッチメント（愛着)」を安心の土台として、多様な人やモノ・環境と関わる豊かな「遊びと体験」を通して外の世界へ挑戦していく「安心と挑戦の循環」が重要。

○　こども誰でも通園制度において、こうしたこどもの育ちを支えていくための関わりや保育の環境を提供するにあたっては、「保育所保育指針」を十分に理解した上で、以下の内容に留意すること。

乳幼児期は、安全が守られ、安心して過ごすことができる環境のもと、周囲の人やものとの相互的な関わりを通して、心身が成長・発達していく時期です。この時期は、とりわけ、身近な人との応答的な関わりの中で、その後の発達の土台ともなる自己肯定感や他者への信頼感などが育まれていくことが大切です。

また、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」で述べられているように、幼児期までのこどもの育ちにおいては、安定した「アタッチメント（愛着)」を安心の土台として、多様な人やモノ・環境と関わる豊かな「遊びと体験」を通して外の世界へ挑戦していく「安心と挑戦の循環」が重要です。

こども誰でも通園制度において、こうしたこどもの育ちを支えていくための関わりや環境を提供するに当たっては、保育所保育指針も十分に理解した上（※）で、以下に示す内容に留意してください。

※こども誰でも通園制度と保育所保育指針

こども誰でも通園制度における事業の内容については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。」とされています。

こどもと保育士が同じ顔触れで日々過ごす保育所とこども誰でも通園制度では、こどもとの関係性などの条件に違いがありますが、保育所保育指針が示す、第１章「１．保育の基本原則」「２．養護に関する基本的事項」に関する記載、第４章「１．子育て支援に関する基本的事項」のように共通に重要な記載や、第２章「保育の内容」のように関係性の違いに留意しつつ、こどもの経験、活動を考えていく上で十分参考となる記載があります。また、第３章「健康及び安全」については、こどもが過ごす場所としての安全・安心の確保の観点から、併設施設の有無やその特性、事業の実施内容に応じ、参照すべき記載内容があります。

保育所保育指針のこうした相違点にも留意しながら、こども誰でも通園制度を実施していくことが求められます。

１．共通事項

(1) 安全確保に必要な情報の共有

○　こどもを受け入れ、その育ちを支えていく上では、「こどもの安全」が確保されることが大前提となります。

○　このため、緊急連絡先やアレルギー対応の有無など、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、実際にこどもを受け入れる全ての事業者において、事前に把握しておく必要があります。

○　システムにおいては、保護者の同意を得た上で、こうした情報について提供がなされます。

(2) 安全の確保

○　こども誰でも通園制度を実施する事業者は、受入れ中の事故防止のために、低年齢のこどもの発達や受け入れているこどもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努めたり、火災や地震等の災害に備える取組を行ったりするなど、こどもの安全を確保するために全職員の共通理解や体制づくりを図ることが求められます。

○　また、抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である低年齢のこどもが健康に過ごす上で、体調不良や傷害が発生した場合の対応や衛生管理、感染症対策など保健的な対応を適切に行うことが求められます。

【安全管理】

○　こども誰でも通園制度の実施に当たっては、保育所等と同様に、安全計画の策定が法令で義務付けられています。

○　安全計画の策定等に当たっては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ対応します。

○　なお、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えることで足ります。

○　事業者は、事故の発生を防止するための取組として、こどもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルの策定、定期的な施設内外の安全点検の実施とその結果に基づく問題個所の改善など、安全に関する認識や情報を職員間で共有し、組織的に取り組む必要があります。

○　また、低年齢児の発達の特性を踏まえた対応を適切に行っていくことができるよう、身体機能の未熟さや危険認知能力などの未熟さによる転倒が起こりやすいことや行動範囲の拡大による事故などへの注意の向け方、午睡時や食事中など重大事故が起こりやすい場面での対応など、事故予防のための実践的な研修の実施等が求められます。

○　こうした安全に関する取組が適切に実施されるよう、事業所の特性や実施内容等に則して安全計画を策定します。

○　なお、乳児等通園支援事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号通知）」に従い、速やかに報告することが求められます。

○　また、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討することが望ましいです。

【重大事故の防止】

○　低年齢のこどもを受け入れるに当たっては、関係する職員全員が、重大事故が発生しやすい場面について理解し、必要な対策をとることが求められます。

○　特に重大事故が発生しやすい場面として、以下に十分配慮することが必要です。（※）

※教育・保育施設における重大事故防止及び発生時の対応ガイドライン（平成28年3月）参照

（睡眠中）

・　こどもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮すること、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、怪我などの事故を未然に防ぐことにつながること

・　窒息事故を予防する観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、こどもの顔が見える仰向けに寝かせること

・　睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行うこと

・　定期的にこどもの状態を点検すること　等

（プール活動・水遊び中）

・　プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にすること

・　また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと

・　十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プール活動の中止も検討すべきであること　等

（食事中）

・　こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること

・　食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること

【乳幼児突然死症候群（SIDS）について】

○　乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る、原因の分からない病気で、窒息などの事故とは異なります。

○　日本での発症頻度はおよそ出生 6,000 人から 7,000 人に 1 人と推定され、生後 2 か月から 6 か月に多く、稀には 1 歳以上で発症することがあります。

○　SIDS は、うつぶせ、仰向けのどちらでも発症しますが、寝かせる際にうつぶせに寝かせた時の方が SIDS の発生率が高いということが研究者の調査から分かっており、こどもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。また、睡眠時にこどもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息事故を未然に防ぐことにつながるものです。

【事業所における虐待の防止と対応】

（虐待等について）

○　こども誰でも通園制度を実施する事業者における虐待等については、設備運営基準において、「乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定されており、虐待等の行為が禁止されています。

○　本制度は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものであり、こどもの安全・安心が最も配慮されるべき本制度において、虐待等はあってはならず、虐待等の発生を未然に防がなければなりません。このため各事業所や市町村においては、以下の内容や、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和 5 年 5 月）を踏まえた適切な対応を行うことが求められます。

（虐待等の未然防止）

○　虐待等の未然防止に当たっては、

・ 各職員や事業者単位で、日々のこどもとの関わりにおける振り返りを行うこと

・ 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること

が重要です。振り返りに当たっては、常に「こどもにとってどうなのか」という視点から考えていくことが何より大切です。また、職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識を持つことは職員自身の責務であるとともに、管理者・リーダー層の責任において意識の徹底を図ること、事業所内での研修を実施するなど学びの機会を設けること等が求められます。

（虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応）

○　虐待等と疑われる事案であると事業者として確認した場合には、事業者は状況を正確に把握するとともに市町村に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要があります。

○　こうした対応を組織として行うことが重要であり、管理者をはじめとしたリーダー層の意識と適切な対応が必要不可欠です。このため、各市町村及び各都道府県においては、事業者を対象とした会議や研修等の機会を通じ、管理者等に対してこうした意識の醸成や適切な対応についての周知徹底を図ることが重要です。

○　また、事業者が組織として適切な対応を行わない場合、虐待等と疑われる事案の発見者は一人で抱え込まずに速やかに市町村に設置されている相談窓口や担当部署に相談することが重要です。なお、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 5 条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないことが規定されています。

○　市町村等において虐待等と判断された場合、その対象となったこどものみならず、その他の利用こども等、虐待等に関わっていない職員も含め、十分な心のケアを行う必要があります。併せて、虐待等が行われた経緯や今後の事業者としての対応方針等について、利用こどもの保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが必要です。その際、虐待等を受けたこどもの保護者から、他の保護者に対して事案の経緯等を説明することの同意を得る必要が生じる場合があることに留意する必要があります。

（自治体の対応）

○　市町村においては、職員や保護者が事業所におけるこどもへの関わりに対して違和感を覚えた場合に相談できる先として、相談窓口を設けることが重要です。

○　虐待等と疑われる事案の相談や通報を受けた場合には、まず、担当部局等において、対応方針を協議し、方針を定めることが必要となります。また、市町村・都道府県間で適切、迅速に情報共有を行うことも重要です。

○　対応方針の協議を行ったうえで、速やかに事実確認、立ち入り調査等の対応を講じ、虐待等に該当するかどうかを判断します。虐待等が行われたと判断する場合にはその要因や改善に向けての課題も含め、状況を丁寧に把握したうえで、当該事業者に対して、書面指導や改善勧告等による、改善の指示を適切に行う必要があるとともに、その後のフォローアップが求められます。

【児童虐待対策】

○　保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育を特に支援する必要があると思われる場合に、事業者は速やかに市町村等の関係機関と連携を図ることが極めて重要です。

（虐待の予防）

○　送迎の機会等を通じて保護者の状況等を把握したり、保護者からの相談を受けたりする中で、保護者が抱える子育ての悩みや不安等に気づくことで、適切な支援につなげることが可能になります。そうした取組は虐待の発生予防、早期発見、早期対応にもつながることから、個別の支援が必要となる可能性に気づいた際には、市町村の担当部局やこども家庭センター等に連絡・相談し連携しながら対応することが重要です。

（虐待への対応）

○　こどもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を観察・把握し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村やこども家庭センターなどの関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条に基づき、適切な対応を図る必要があります。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ります。

○　虐待等の早期発見に関しては、こどもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、きめ細かく観察するとともに、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることが必要となります。

○　それらを通して気付いた事実を記録に残すことが、その後の適切な対応へつながることもあることに留意が必要です。

【災害への備え】

○　火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを策定します。マニュアルの策定に当たっては、それぞれの地域に応じた災害の想定を行い、様々な時間や活動、場所で発生し得ることを想定し、それに備えることが重要です。

○　なお、併設施設において既に避難訓練等に関するマニュアルを別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えることで足ります。

○　避難訓練は、災害発生時にこどもの安全を確保するために、職員同士の役割分担やこどもの年齢及び集団規模に応じた避難誘導等について、全職員が実践的な対応能力を養うことを目的として実施します。その際、併設施設と合同で行うなど、事業所の実情に応じて、様々な状況を想定して実施することが重要です。

○　災害の発生時に、保護者等への連絡及びこどもの引渡しを円滑に行うため、事前面談での説明など利用開始にあたり、保護者との間で、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておきます。また、災害発生時には保護者が迎えに来ることが困難な場合もあるため、保護者以外への引渡しについても、氏名や連絡先、本人確認のための方法などをあらかじめ確認しておくことが求められます。

○　災害発生時にこどもの安全を確保する上では、消防、警察、医療機関、自治会等の地域の関係機関との連携や近隣の住民や商店、企業など地域の関係者の協力が重要となります。市町村の支援の下、こうした地域の関係機関や関係者との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めることが重要です。

【体調不良や傷害】

○　体調不良や傷害が発生した場合、保護者にこどもの状況等を連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医と相談するなどの対応が必要です。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣(けいれん)といったこどもの症状の急変や、事故など救急対応が必要な場合には、提携している医療機関やかかりつけ医などの適切な医療機関に指示を求めたり、受診したりする必要があります。また、必要な場合は救急車の出動を要請するなど、状況に応じて迅速に対応することが求められます。

【衛生管理】

○　こどもが安心して過ごすことができるよう、室内の温度や湿度を調節し、換気を行い、さらに、部屋の明るさ、音や声の大きさなどにも配慮した、心地よく過ごすことができるような環境を整えることが大切です。また、常に清潔な環境を保つことができるよう、日頃から清掃や消毒等を行うことが大切です。その際、消毒薬などはこどもの手の届かない場所で保管、管理し、誤飲の防止等、安全の徹底を図る必要があります。

○　低年齢のこどもが直接触れることの多い床や棚、玩具の他、おむつ交換台、寝具、ドアノブ、手洗い用の蛇口など各備品も含め、こどもが過ごす室内外の場所について、日々状態を確認し、衛生管理を行います。また、提供する活動等の内容により、園庭の砂場や樹木、プールなどの設備や水質、調理室等の消毒など、感染症や食中毒予防のための衛生管理や安全管理の徹底が求められます。

【食事の提供について】

○　食事の提供を行うか、行わないかについては事業者が判断します。特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかを検討の上で、自園で調理し提供を行うか、持参方式とするかなどを決定し、利用者に対応状況が分かるよう周知を行います。

○　提供を行う場合、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応など（※)、適切な実施体制を確保します。なお、弁当持参の場合、特に食中毒防止の観点から、受け渡しや保管場所、提供時等の衛生管理とともに、家庭における弁当作りの留意事項も含むマニュアルを作成するなど、適切な実施体制の確保が求められます。

※「児童福祉施設における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年 3 月）参照

○　食物アレルギーを有するこどもについては、医師の診断及び指示に基づいた対応（※）を行います。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019 年改訂版）参照

【低年齢児の受入れを初めて行う事業所について】

○　初めて低年齢児を受け入れる際は、設備運営基準を遵守することはもとより、低年齢児の保育に関する基本的な理解を有するスタッフの確保や必要な物品を含む環境の整備が可能か等について、十分に検討を行う必要がある。

○　０～２歳の低年齢児を受け入れたことがない事業所が、こども誰でも通園制度により初めて低年齢児を受け入れる際は、設備運営基準を遵守することはもとより、低年齢児の保育に関する基本的な理解を有するスタッフの確保や必要な物品を含む環境の整備が可能か等について、十分に検討を行う必要があります。

○　市町村は、低年齢児を受け入れたことのない事業者の認可に当たっては、受入れ可能な体制となっているかどうか、丁寧な確認を行うことが求められます。また、巡回支援を実施するなど、実際の運営の状況を把握し、必要に応じて助言や指導を行ったり、研修の受講を案内したりするなど、職員の資質向上の取組を支援・指導していくことが重要です。

○　なお、こども誰でも通園制度の実施の際には、保育所保育指針に示す保育の基本原則等に留意し、こどもの情緒の安定を図り、その心の成長に寄り添いながら、こどもの発達の過程に応じ、こどもの主体性を大切にしていくことが重要であり、早期教育の場の形とすることは望ましくないことについて、共通理解を持つ必要があります。

【こども誰でも通園制度の特性に応じた運営】

○　こども誰でも通園制度においては、こどもによって在園時間や利用頻度が違うこと、日々利用するこどもが異なること等、保育所等における保育とは状況が異なることを踏まえて運営することが求められます。

○　例えば、通園初期のこどもが施設に慣れるまでの対応が年度当初に限らず分散的であることや、様々な時間帯で受入れと受渡しがあること、毎日こどもの顔ぶれが違うことなど、こども誰でも通園制度の特性に応じて、人員配置や業務分担、勤務シフトや職員間の情報共有を行うことが必要となります。

○　施設長や運営に責任を持つ役職者には、こうした本制度の特性を考慮した適切な運営を行うことが求められます。

２．通園初期の対応

○　通園を始めるに当たっては、こどもの安全・安心を確保するために、施設と利用者との間で必要な情報を、システムや事前の面談、親子通園等を通じて、把握し共有することが欠かせません。

○　通園の初期には、こうして得た情報を活用しながら、こどもが新しい環境に慣れ、安心して過ごすことができるように配慮した受入れを行うことが必要です。特に、慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどのようにフォローしていくかという観点について、こども一人ひとりの状況等に関して、職員間で情報や認識を共有し、対応していくことが求められます。

(1) システムによる情報共有

○　自治体による認定者の登録及び利用者による利用こどもの情報登録によりシステム上登録された以下の情報について、利用者の同意に基づき、事前面談や利用の予約を入れた事業所にシステム上で共有されます。

・　家族の状況　　氏名、生年月日、性別、住所、緊急連絡先、続柄、就労・就学先　等
・　こどもの状況　氏名、生年月日、性別、住所、アレルギー情報、既往歴情報、健康状態、託児経験、生活リズム　等　※障害に係る情報を含む
・　発達の状況　　食事の状況、排泄の状況、好きな遊び、かかりつけ医、予防接種状況

(2) 事前面談

○　初回利用の前に、保護者（利用こどもも同席することが基本）と事前の面談を行い、Ⅰ①で記載の制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握します。

【面談時の説明及び確認内容の例】

・　施設の方針や実施内容
・　個人情報の取扱い
・　必要な持ち物や利用に当たってのルール
・　体調不良時の対応
・　災害発生時の避難先等
・　家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況
・　子育ての方針や大切にしていること、こどもの好きなこと苦手なことなどの把握、家族の状況
・　利用料、キャンセルポリシー　等

○　面談はオンラインで実施することも可能です。この場合も、画面でこどもの様子もあわせて確認できる形で実施することを基本とするとともに、一定の時間を確保して丁寧に説明と確認を行うことが必要です。

○　なお、事前面談での確認内容に加えて、実際の受入れ時においては「受入日の体調」「送迎の時間や送迎者」等を改めて確認することが必要です。

(3) 親子通園について

○　慣れるまでに時間がかかるこどもに対する対応として、利用の初期に「親子通園」を取り入れることが考えられます。「親子通園」を取り入れることで、こどもも親も不安を感じずに通園できるとともに、保育者も親子の様子を確認しながらこどもを受け入れ、関わっていくことができ、親子にとっても保育者にとっても安心につながることが期待されます。

○　ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態になることがないよう留意する必要があります。親子通園の実施期間については、本制度の趣旨を正しく理解し、適切な実施期間となるよう、留意してください。また、親子通園を利用の条件とすることは適当ではありませ

ん。

(4) 利用こどもの保護者とのコミュニケーション

○　通園の送り迎えの機会を捉えた保護者とのやりとりや、保護者連絡アプリ、連絡帳によるやりとり等を通じ、施設でのこどもの様子や、家庭でのこどもの様子について共有を行うことが重要です。また、定期的な利用を行う中では、事前の面談のみでなく、定期的な面談の機会を設定して事業者と保護者でこどもに関する情報共有等を行うことも考えられます。

(5) 短時間からの利用について

○　保育所等において通園初期にこどもが新しい環境に慣れるために、園にいる時間を短時間から徐々に伸ばしていく利用の仕方を導入する場合があります。

○　こども誰でも通園制度において、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として短時間から段階的に１回の利用時間を延ばしていく場合、こどもの様子を保護者と共有しながら、こどもが園で過ごす時間をどのように調整するか、保護者の意向も踏まえ検討します。

○　なお、保護者の育児休業明けなどで保育所等に通うことになるこどもたちにとっては、本格的に通園する前にこども誰でも通園制度を利用することが新しい環境に慣れるための導入となることもあり、このような利用方法も考えられます。

３．年齢ごとの関わり方の特徴と留意点

○　こども誰でも通園制度では、こどもが保護者や養育者以外の大人に親しみを感じ、安心できる他者に見守られるなか、発達にふさわしい魅力的な玩具や安全に配慮し整えられた環境、発達に応じて基本的な生活習慣が身についていきやすい環境など、こどもの育ちに適した環境が整えられていることが求められます。

○　また、同年齢や異年齢のこどもと接することにより、こどもが多くを学び、こどもの育ちが促されることが期待できるため、こども同士をつなぐ役割が保育者には求められます。

○　こども誰でも通園制度におけるこどもへの関わりについては、場の特性やこどもの発達の特性を考慮して行うことが重要です。

【０歳児との関わりについて】

＜乳児期の発達について＞※保育所保育指針第２章１（１）より一部引用

視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

上記に示す、この時期の発達の特徴を理解し、保育所保育指針第２章１に示すねらい及び内容を参考にしつつも、こどもの成長・発達には個人差があることから、一人ひとりのこどもの状況をよく把握した上で、柔軟に関わっていくことを基本としながら、０歳児の受入れを行います。

＜０歳児の関わり方の特徴と留意点の例＞

○　短期間での成長・発達が特に著しく、会うたびに変化や育ちの様子が見られる楽しさや喜びがあります。

○　人見知りや後追いの激しいこどももおり、特に保護者と離れることへの不安が強いこどもへの対応が必要となります。

○　体調や生活リズムに合わせた支援が重要で、調乳や抱っこなど、乳児の身の回りの世話に関する実践的な知識・技術が必要です。

＜０歳児への関わりにおける注意点・配慮する点の例＞

○　注意すべき点として、午睡時や食事中の誤嚥などによる窒息事故の防止、身体機能の未熟さによる転倒事故などへの注意、生後６ヶ月以降に感染症にかかりやすくなることを踏まえた感染対策、SIDS（乳幼児突然死症候群）対策、などがあります。

○　配慮すべき点として、特定の保育者との安心できる関係づくりを重視した体制、生理的欲求に応じた受容的・応答的な対応、月齢に即し、個人差に応じた離乳食の提供・アレルギーへの対応、手指の発達に適した玩具の用意、午睡や授乳、排泄を含めた生活リズムの把握と対応、こどもからの発声や喃語などの発語に対する対応、抱っこを含めたスキンシップの重要性、などがあげられます。

【１歳児から２歳児との関わりについて】※保育所保育指針第２章２（１）より一部引用

● この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。

● このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、こどもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わることが必要である。

上記に示す、この時期の発達の特徴を理解したうえで、保育所保育指針第２章２に示すねらい及び内容を参考にしつつも、こどもの成長・発達には個人差があることから、一人ひとりのこどもの状況をよく把握した上で、柔軟に関わっていくことを基本としながら１・２歳児の受入れを行います。

＜１・２歳児の関わり方の特徴と留意点の例＞

○ 歩けるようになり、行動範囲が広がり探索活動が活発になるため、安全に十分留意した上で、存分に遊べる環境を整えることが重要です。

○ 簡単な言葉を話しはじめ、行動や自己表現の幅が広がっていく時期であり、こどもとのコミュニケーションの楽しさがあります。

○ 他のこどもとの関わりが徐々に増えていく中で、関わり方を身につけていく時期になります。相手の気持ちに気づけなかったり、所有の意識が不確かであったりすることから、ものの取り合いなどをめぐるかみつきなど、こども同士のトラブルに注意が必要です。

○ 自我が芽生え、「じぶんで」「イヤ」と自己主張が強くなり、そうした思いや要求を受け止めてもらうことで他者を受け入れることができはじめますが、思うようにいかないことや甘えたいときもあるため、こどもの様子に応じた柔軟な対応が必要です。

○ そうしたこどもの姿に、保護者が成長を実感する一方で、戸惑いやストレスを抱えやすい時期であり、これまでよりも対応の難しさを感じる場面が増えてくることをふまえた保護者への配慮が必要となります。

＜１・２歳児への関わりにおける注意点・配慮する点の例＞

○ 注意すべき点として、午睡時や食事中の誤嚥等による窒息事故の防止、危険認知能力などの未熟さによる転倒や行動範囲の拡大による事故などへの注意、かみつき・ひっかきなどのこども同士のいざこざへの対応、などがあります。

○ 配慮すべき点として、模倣などを通し他児の関心の芽生えと仲立ち、周囲の環境への気づき、食事の好みや偏りなどへの対応、探索を通した主体的な遊びの経験、午睡・食事・清潔・トイレトレーニングなどの生活習慣における家庭との連携と対応、アレルギーへの対応、玩具や絵本などとの出会い、見通しを持つことの難しさや自我の芽生えや自己主張に対する柔軟な対応、などがあげられます。

４．特別な配慮が必要なこどもへの対応

(1) 障害のあるこども

○　障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要がある。

○　市町村及び事業者はあらかじめ障害のあるこどもの受入れ方針について検討し、関係部局や保護者へ周知する。

○　事業者は、障害のあるこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、受入れ可能性について検討。正当な理由により受入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告する。

○　障害のあるこどもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関が連携して準備を進めることが必要。

○　本制度は、障害の有無にかかわらず、保育所等に通っていない全てのこどもとその家庭への支援の強化を目的としています。そのため、こどもの発達過程や障害の状態、保護者の状況を適切に把握し、障害のあるこどもも障害のないこどもも本制度を利用できるように提供体制を整備していく必要があります。

【障害のあるこどもの受入れに関する情報提供】

○　障害のあるこどもに支援が届くように、市町村及び事業者はあらかじめ障害のあるこどもの受入れ方針について検討し、その内容について関係部局や保護者へ周知することが求められます。

○　障害のあるこどもの受入れの方針や留意事項等について市町村から事業者等へ周知を行うほか、システム等において各事業所の特色を紹介する等により保護者等への情報提供を行うことが考えられます。

○　児童発達支援センター・児童発達支援事業所（以下「児童発達支援センター等」という。）においては、障害のあるこども一人ひとりの特性に合わせたオーダーメイドの支援を行っており、また、こどもだけでなく保護者への支援も担っているところ、こうした専門性を本制度においても幅広く発揮してもらうべく、事業を実施していただくことも有効です。

○　その際、インクルージョンの観点から、児童発達支援センター等においても障害のあるこどもや発達が気になるこどもだけでなく、障害のないこどもも含めて受け入れることを基本として実施することも重要です。これにより、障害のあるこどものきょうだい児などが安心して利用できることにもつながります。

【障害のあるこどもの受入れ可能性の検討】

＜事業者＞

○　事業者においては、障害のあるこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、面談

や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、受入れ可能性について検討を行います。

○　保護者に対して、受入れに関する方針や手続、その他留意事項等についてよく説明し、同意を得た上で、受入れ可能性の検討に必要な情報提供を依頼します。（こどもの障害特性等）

○　検討に当たっては、必要に応じて医療機関や児童発達支援センター等と連携し、専門的な視点も踏まえた検討を行うことが求められます。

○　事業者は、利用可能枠の範囲において障害のあるこどもの受入れを行いますが、職員配置や事業所の機能等、正当な理由により受入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告を行います。また、必要に応じて市町村の助言を求めるようにしましょう。

＜市町村＞

○　市町村においては、事業所の状況を踏まえ、障害のあるこどもやその保護者が本制度を円滑に利用できるよう配慮を行う必要があります。

○　障害のあるこどもの受入れ可能性を検討する事業者から本制度の利用に関する相談を受けた場合、相談への対応や適切な助言を行います。保護者や事業者から相談があった場合に対応できるよう、日頃から関係部局及び関係機関と連携体制を構築しておくようにしましょう。また、相談機能を有する機関や事業所に関する情報を事業者が把握し、保護者に適切な情報提供ができるよう、事業者同士の情報交換や連携の場づくりを市町村が支援することも有効です。

※　こども誰でも通園制度は「通園」を基本とする制度ですが、受入れ可能性の検討過程にて、市町村や事業者が、集団生活や外出が困難な状態である等、居宅への訪問を必要とするこどもを把握した場合、もしくは保護者等から利用の相談を受けた場合は、居宅を訪問することも想定の上、市町村において受入れ可能性の検討を行います。（p.37「居宅を訪問する形態」参照）

その場合、利用方法が居宅を訪問する形態に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまうことがないよう、こどもの状態に留意しながら対応することが重要です。

【障害のあるこどもの受入れのための体制整備】

○　障害のあるこどもの受入れに当たっては、関係機関や保護者の理解・協力が欠かせません。市町村及び事業者は、こども一人ひとりの特性・状態に応じた支援が行われるよう、医療・母子保健・障害福祉等の関係部局及び関係機関と連携体制を構築しておく必要があります。

○　障害のあるこどもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関が連携して準備を進めることが求められます。

【こどもの特性を踏まえた関わりや家庭との連携について】

○　本制度の趣旨に則り、障害のあるこどもを含む全てのこどもの育ちを支援していくことが求められます。障害の有無にかかわらず、一人ひとりのこどもの理解に当たっては、困難な状況や課題のみに目を向けるのではなく、得意なことやよさなども含め、一人のこどもとして受け止めることが重要です。そのうえで、一人ひとりの障害や発達上の課題は様々であり、その状態も多様であることから、事業者には、こどもが発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、生活の中で考えられる育ちや困難の状態を理解することが求められます。障害のあるこどもとないこどもが共に育ち合えるようにするための工夫を行いましょう。

○　こうした支援を行っていくうえでは、こどもの保護者や家庭との連携が欠かせません。受入れ中の様子や家庭での過ごし方を伝え合いながら、こどもについての理解を深め合うことや、保護者の抱えてきた悩みや不安などを理解し支えることで、こどもの育ちを共に喜び合うことが大切です。こうした連携を通して保護者との間に信頼関係を築いていくことは、障害のあるこどもやその保護者が、地域で安心して生活ができるようになっていくことにつながっていきます。

(2)医療的ケアを必要とするこども

○　医療的ケアを必要とするこどもの受入れに当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。

○　市町村及び事業者はあらかじめ医療的ケアを必要とするこどもの受入れ方針について検討し、その内容について関係部局や保護者へ周知。

○　市町村は、利用認定時に医療的ケアを必要とするこどもを把握した場合、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握した上で、医療的ケアへの対応、事業所における受入れ可能性について検討。

○　医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関等が連携して準備を進めることが必要。

○　医療的ケアを必要とするこどもの受入れに当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切です。

医療的ケアを必要とするこどもの受入れに当たっては、「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和６年）等を参考に、以下のことに留意しましょう。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れに関する情報提供】

○　医療的ケアを必要とするこどもに支援が届くように、市町村及び事業者はあらかじめ医療的ケアを必要とするこどもの受入れ方針について検討し、その内容について関係部局や保護者へ周知

することが求められます。

受入れ方針として検討すべき事項としては、以下のような内容があります。

・　どのような医療的ケアについて対応できるか

・　看護師等、医療的ケアを実施する者の確保　　等

例えば、システムにて各事業所における医療的ケアの対応可否を表示する等、保護者への情報提供を行うことが考えられます。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れ可能性の検討】

＜市町村＞

○　市町村においては、利用認定時に医療的ケアを必要とするこどもを把握した場合、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握した上で、医療的ケアへの対応、事業所における受入れ可能性について検討を行います。

○　保護者に対して、受入れに関する方針や手続、その他留意事項等についてよく説明し、同意を得た上で、受入れ可能性の検討に必要な情報提供を依頼します（医師の診断書等）。

○　検討に当たっては、主治医や看護師、医療的ケア児コーディネーター等、医学的な視点も踏まえ、それぞれの専門性を活かした検討を行うことが求められます。

○　利用認定後の受入れの過程において、保護者や事業者から医療的ケアが必要である旨の相談を受けた場合も同様に受入れ可能性の検討を行いましょう。

＜事業者＞

○　事業者においては、医療的ケアが必要なこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、市町村に対して受入れ可能性の検討を要請し、市町村とともに受入れ可能性の検討を行います。

※　こども誰でも通園制度は「通園」を基本とする制度ですが、受入れ可能性の検討過程にて、市町村や事業者が、集団生活や外出が困難な状態である等、居宅への訪問を必要とするこどもを把握した場合、もしくは保護者等から利用の相談を受けた場合は、居宅を訪問することも想定の上、市町村において受入れ可能性の検討を行います。（p.37 「居宅を訪問する形態」参照）その場合、利用方法が居宅を訪問する形態に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまうことがないよう、こどもの状態に留意しながら対応しましょう。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れのための体制整備】

○　医療的ケアを必要とするこどもの受入れに当たっては、関係機関や保護者の理解・協力が欠かせません。市町村及び事業者は、こども一人ひとりの特性・状態に応じた支援が行われるよう、医療・母子保健・障害福祉等の関係部局及び関係機関との連携体制を構築しておきましょう。

○　医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関等が連携して準備

を進めることが求められます。

○　医療的ケアが必要なこどもを受け入れる事業者は、医療的ケアの内容を踏まえた支援計画（以下「支援計画」という。）の作成を行います。支援計画の内容は保護者と共有し同意を得るとともに、主治医や関係機関に確認を得る等、必要に応じて専門的見地からも問題がないか確認することが重要です。

○　市町村及び事業者は、利用開始後も医療的ケアを必要とするこどもとその保護者のフォローアップを継続的に関係機関と連携して行いましょう。

○　上記のように、医療的ケアを必要とするこどもについては、医療的ケアを提供する体制を確保する観点から、支援計画を作成した一又は複数の特定の事業所を継続して利用することが基本となります。

【医療的ケアを実施する際の留意事項】

○　看護師や認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要となります。医療的ケアの実施に当たっては、事前に主治医に具体的な内容や留意点、準備すべきこと等について個別に確認し、指導を受けましょう。

また、日々の医療的ケアを行う際には、次の点について留意する必要があります。

・　利用当日の健康状態を確認した上で、医療的ケアの実施の可否についてアセスメントを行うこと

・　医療的ケアの実施の可否について懐疑が生じた際は、あらかじめ定めた連絡方法により、保護者又は指定の医療機関等に連絡し、指示を仰ぐこと

・　医療的ケアの実施の結果は記録、保管すること

・　事故の初期対応を含む危機管理に関する事項、事故発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みをあらかじめ用意しておくこと

・　災害時に備え、医療的ケアの内容に応じた備えを行うこと（電源確保等）

【医療的ケアを必要とするこどもを含むこども同士の関わりについて】

○　本制度の趣旨に則り、単に医療的ケアを提供するのみではなく、医療的ケアを必要とするこどもを含む全てのこどもの育ちを支援していくことが求められます。こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切です。

例えば、医療機器による怪我等を防止するための装置やこども同士の交流の見守り、医療的ケアに関するこどもからの純粋な疑問への対応等により、こども同士が豊かな関わりを持てるよう支援を行いましょう。

(3)居宅への訪問～通園が難しいこどもへの対応～

○　こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度だが、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害のあるこどもを想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについて、運用上可能としている。

○　利用方法が居宅を訪問する形に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまうことがないよう、こどもの状態に留意しながら対応する必要がある。

○　通園が困難なこどもにとって、居宅の中であっても、保育者との遊びは新たな刺激や体験となります。

○　また、保護者がこどもと一緒に遊ぶ方法を知ることで、家庭におけるこどもとの関わり方を学ぶことにもつながるとともに、保護者がこどもの成長に気づく契機となり、これまで不安で踏み出せなかったことに、こどもとともにチャレンジする意欲が生まれるなど、こどもの育ちだけでなく、こどもと保護者の関係においても良い影響があります。

○　こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度ですが、通園することが難しい状態にあるこども（※）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育者を派遣することについて、運用上可能としています。

○　ただし、こうした運用を行うに当たっては、そのこどもの特性や状態に応じて必要となるケアが保障され、安全が確保されることが前提であることから、居宅への派遣を行う事業者はこどもと保育者が安全・安心な環境の下で過ごすことができるよう、体制整備を行う必要があります。

【居宅への訪問が想定されるこども】（※）

・　医療的ケアの必要なこども等

疾患の特性・状態から免疫が弱く感染リスクが高い、外出による気温の変化などにより発作が起きやすい状態にあるこども。

・　障害のあるこども等

自閉スペクトラム症（ASD）などで強い過敏、対人、環境変化などで外出が難しい状態にある、感覚が過敏で抱くことなども難しく情緒が不安定な状態にあるこども。

【居宅を訪問する場合の体制整備】

○　事業者において、居宅を訪問する必要があるこどもや保護者から利用の相談を受けた場合、市町村と協議のうえ、利用の決定を行います。

また、当該こどもの保護者に対して、居宅を訪問する場合の実施内容や留意事項等についてよく説明し、同意を得た上で、必要な情報提供を依頼します。

・　障害児や医療的ケア児等、本事業の利用に当たり市町村において受入れ可能性の検討を行ったこどもについて、居宅を訪問することを検討する場合は、居宅における対応を想定した上で改めて、市町村による受入れ可能性の検討を行う必要があります。

・　医療的ケアの実施に当たっては、あらかじめ主治医に居宅において医療的ケアをおこなうための具体的な内容や留意点、準備すべきこと等について確認し、指導を受けることが必要です。

○　居宅を訪問する者は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和６年３月 30 日こ成事第 350 号こども家庭庁成育局長通知）に定める居宅訪問型保育研修を修了しておく必要があります。

○　こどもの障害特性や状態に応じ、適切な専門的支援が受けられるよう、医療機関や児童発達支援センター等の連携施設を確保する等、あらかじめ関係機関との連携体制を構築しておくことが重要です。

【居宅を訪問する形態における留意事項】

○　事業者は、あらかじめ事業所、保護者、連携施設との相談体制を構築し、居宅訪問を行う保育従事者が訪問中にこどもの対応について懐疑が生じた場合について、あらかじめ定めた連絡方法により連絡し、適切に指示を仰ぐ体制を整えましょう。

○　居宅訪問をおこなう保育従事者は、事業所等と密接に連絡をとり、実施内容等につき適切に報告をおこないましょう。

　また、保育従事者は、保護者とも密接な連絡をとり、実施内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めましょう。

○　事故の初期対応を含む危機管理に関する事項、事故発生時の報告や再発防止に関する報告の仕組みをあらかじめ用意しておきましょう。

○　また、家庭が困難な課題を抱えていることを把握した場合には、自治体や関係機関と連携し、必要な支援につなげていくことが求められます。

○　利用方法が居宅を訪問する形に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまうことがないよう、こどもの状態に留意しながら対応する必要があります。

5．計画と記録

(1) こども誰でも通園制度における計画

○　発達に応じたこどもの育ちに適した安全な環境を整え、こどもが楽しく過ごせるように見通しを持つことは重要であるため、こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた個別計画（※）を作成することが必要。

※特に、こどもの成育歴や家庭における生活状況、本制度の利用頻度・間隔などは様々。そのため、こども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じた見通しを持ち、

・利用開始当初は、利用こども一人ひとりの家庭での生活リズムや心身の状態に十分配慮した上で、次回の具体的な活動の内容に関する個別計画を作成すること、

・定期利用をするこどもの場合には、同様にこどもの実態に合わせつつ、中長期的なこどもの育ちを勘案し、具体的な活動の内容や展開に関する個別計画を作成すること

などがこどもの育ちにとって大切。

○　各事業所の方針に従い、その目標を達成するために、どのようにこどもの育ちを支援するのかを示した全体計画の作成が必要。ただし、保育所等に併設されている事業所においては、その全体的な計画の一部として位置付けることも可能。

○　こども誰でも通園制度では、こどもが保育者に親しみを感じ、安心できる他者に見守られる中、魅力的な玩具・絵本・遊具等が用意され、発達に応じたこどもの育ちに適した安全な環境が整えられていることが求められます。こうした環境を整え、こどもが楽しく過ごせるように見通しを持つことは重要です。このため、こども誰でも通園制度においても、こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた個別計画を作成することが求められます。

○　特に留意すべき事項としては、こども誰でも通園制度においては、こどもが生活の場として毎日を過ごすことが前提の保育所等における保育とは異なる場合があるという点です。これまで保育を受けていないこどもが対象となることから、成育歴や家庭における生活状況がより多様となる可能性があることに加え、本制度の利用の頻度や間隔がこども・家庭によって様々となり得ること等も踏まえ、保育士等がこどもや家庭の実態をきめ細かに把握するとともに、利用時の状況を丁寧に観察しながら、こどもの発達の過程について、長期的な見通しを持った上で、受け入れるこどもの状況等に応じて、具体的な活動やこどもへの援助や配慮が適切に展開されるよう、計画を作成することが望まれます。

なお、上述したとおり、こども誰でも通園制度で受け入れるこどもの成育歴や家庭における生活状況、本制度の利用頻度・間隔などは様々であり、こども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じた見通しを持って受け入れることが重要であることから、個別計画を作成することが求められます。一方で、制度の利用頻度・間隔が必ずしも明らかでなかったり、利用開始当初などは、不定期かつ柔軟な利用がなされたりするなどの可能性等を踏まえ、必ずしも形式にとらわれることなく、以下の観点に留意しながら柔軟かつ効果的な計画とすることが期待されます。

○　こども誰でも通園制度においても、各事業所の方針に従い、その目標を達成するために、どのようにこどもの育ちを支援するのかを示した全体的な計画の作成が求められます。ただし、保育所等に併設されている事業所において既に作成されているその全体計画の一部として位置付けることも可能です。

○　指導計画については、こどもの利用状況に応じて期間を設定した個別の計画を作成することが求められます。例えば、利用開始当初は、利用こども一人ひとりの家庭での生活リズムや心身の状態に十分配慮した上で、次回の具体的な活動の内容を計画するなどが考えられます。また、定期利用をするこどもの場合には、同様にこどもの実態に合わせつつ、中長期的なこどもの育ちを勘案し、具体的な活動の内容や展開に関する指導計画を作成することなどが必要です。

○　その際、在園児の保育に支障をきたすことがないよう配慮します。

（2）こども誰でも通園制度における記録

○　以下を参考に記録を作成。

①事業の実施内容確認の記録：活動やこども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録

②利用した児童の育ちに関する記録：利用こどもの特性や育ちの経緯

③自治体が把握し、円滑な利用につなげるための情報：システムを活用した、事業者間で共有するこどもの過ごし方等に関する情報

○　多様な利用形態のある本制度において、各事業所が一人ひとりのこどもに応じた関わりや遊びを通じた育ちの支援を行っていくためには、関わる職員が認識や見通しを共有していくことが重要。

○　保護者に関する受け止めや支援に関する振り返りも同様に、一体的に行っていくよう努める。

○　振り返りの際、本制度は実施形態や利用こどもの利用の仕方により、こどもや保護者と保育従事者や事業者との関係性が多様であることを踏まえることが大切。

○　利用こどもの状況を記録することは、保護者にこどもの状況を伝え家庭での子育てに役立ててていただく観点や、次回利用する際の保育所等における計画作成に生かす観点から、大変重要です。

○　こども誰でも通園制度における記録としては、事業の実施内容を確認するための記録とこどもの育ちを支援するための記録を行うことが求められます。

○　それぞれの記録は、以下を参考に作成します。

＜①事業の実施内容確認の記録＞

・　活動やこども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録します。

＜②利用こどもの育ちに関する記録＞

・　毎日通う保育所等と違い、通園の間隔が長い中でも、こどもの理解を深め、適切な援助や支援につなげていく上で、記録は重要な役割を果たします。

・　記録に基づき、利用こどもの特性や育ちの経緯を職員間で共有し、受け入れる環境や対応の在り方をはじめ活動の内容などを振り返り、今後の受入れの充実を図っていきます。
・　また、保護者とのやり取りを通じた主な気づきを記録し、よりよい関わりや、信頼関係の構築につなげるとともに、支援が必要かどうかを見極めることも大切です。

＜③自治体が把握し、円滑な利用につなげるための情報＞

○　システムを活用した、事業者間で共有するこどもの過ごし方等に関する情報について、以下に留意します。
・　保護者の同意の取得が必要であること
・　客観的に把握しやすい情報とすること
・　閲覧可能範囲と有効期限を明確にすること

＜④記録を活用した振り返り＞

○　多様な利用形態のある本制度において、各事業所が一人ひとりのこどもに応じた関わりや遊びを通じた育ちの支援を行っていくためには、関わる職員が認識や見通しを共有していくことが重要です。

○　また、併せて、保護者に関する受け止めや支援に関する振り返りも同様に、一体的に行っていくよう努めます。

○　振り返りの際、本制度は実施形態や利用こどもの利用の仕方により、こどもや保護者と保育者や事業者との関係性が多様であることを踏まえることが大切です。また、振り返りを通じて得られた見通しを、利用形態や頻度を考慮しながら次回以降の受け入れに生かしていくことができるよう、記録等の在り方を工夫していくことも重要です。

○　こうした、日々の記録から始まる振り返りを、事業自体の質の評価と連動したものとして取りまとめることも考えられます。

6．保護者への対応

○　こども誰でも通園制度は、こどもの育ちの支援とあわせて、子育ての相談ができる場としての役割が期待される。

○　保育の専門家である保育者からの支援を通じて、保護者の養育力を向上させ、家庭におけるこどもの育ちを充実させることにもつながることが期待される。

○　こども誰でも通園制度における子育て支援に関する基本として、以下の点が大切。
・　各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、自己決定を尊重すること
・　保育者の専門性や、同年代のこどもが一緒に過ごしている環境などの特性を生かし、保護者がこどもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること

○　こども誰でも通園制度を利用する中で、利用後の報告や保育の専門家である保育者との関わりを通じて、保護者がこどもの育ちへの気づきを得たり、時には子育てについて悩みを打ち明けたりし得ることで、子育てに対する喜びや自信につながるような機会が得られることが期待されま

す。こども誰でも通園制度は、こどもの育ちの支援とあわせて、子育ての相談ができる場としての役割が期待されます。

○　こども誰でも通園制度を利用するこどもは、保育所等を利用するこどもに比べて家庭で過ごす時間が多い中で、保育の専門家である保育者からの支援を通じて、保護者の養育力を向上させ、家庭におけるこどもの育ちを充実させることにつながることが期待されます。

○　また、こども誰でも通園制度の利用を通じて、同年代のこどもを持つ保護者同士で、子育てに関する様々な事柄を安心して話ができるような関係ができていくよう配慮することも重要です。

○　こども誰でも通園制度における子育て支援に関する基本として、

・　各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、自己決定を尊重すること

・　保育者の専門性や、同年代のこどもが一緒に過ごしている環境などの特性を生かし、保護者がこどもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること

を大切にしていくことが求められます。

○　こども誰でも通園制度における保護者対応に当たっては、保育者から積極的に声を掛けることや朗らかな表情で応対することを心掛けるとともに、適切な距離感を保ちながら、保護者がリラックスできるよう配慮するところから、関係構築を目指します。一人ひとりの保護者の主体性を尊重し、傾聴する姿勢をもって寄り添い、ありのままを受け止める受容的な態度を保つことが求められます。

○　個別の相談対応の過程では、保護者が自ら選択し、決定していくことといった自己決定を尊重することが大切です。このような援助関係が成立するためには、保護者が安心して話ができる状態が保障され、プライバシーの保護や秘密保持が守られていることが前提となります。

○　こども誰でも通園制度が、地域の身近な生活環境にあるこどもの育ちを支える場として、全ての子育て家庭にとっての拠り所になることが期待されます。

７．要支援家庭への対応上の留意点

○　こども誰でも通園制度の創設により、多くの未就園児が通ってくることから、支援を必要としているにも関わらずこれまで把握が困難であったこどもについて、児童虐待の未然防止や要支援児童等の早期発見に結び付けていくきっかけとなることが考えられます。また、様々な問題に不安を感じている保護者は、その悩みを他者に伝えることができず、問題を抱え込んでいる場合もあります。

○　こどもやその保護者等が支援を必要としている場合にいち早くそれに気づき、適切な支援に結び付けていくことができるよう、市町村、こども誰でも通園制度の事業者それぞれにおいて、下記のようなアプローチが必要です。

(1)市町村における保護者へのアプローチ

○　要支援家庭への市町村によるアプローチとして、下記のような対応が考えられる。
・　制度を知らない段階からのアプローチとして、例えば、伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業といった事業の中で、全ての保護者に対してこども誰でも通園制度について周知
・　伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業等の中で要支援家庭等を把握した場合に、必要に応じてこども誰でも通園制度に繋げる
・　要支援家庭の支援を行っている部署から、こども誰でも通園制度の担当部署に対して、気になるこどもや家庭の申請状況や利用状況を確認　　等

○　こども誰でも通園制度を知らない保護者に対して、関係機関と連携しながら、制度の周知・利用を促進していくことが重要です。

○　こども誰でも通園制度では、市町村において利用対象者を認定する仕組みとなっており、利用対象者のうち誰が認定の申請をしているか否か、また、認定を受けた上でどの程度利用しているか等を市町村は把握することができます。

○　こうしたことから、市町村においては、下記のような対応が考えられます。

1）　制度を知らない段階からのアプローチとして、例えば、伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業といった事業の中で、全ての保護者に対してこども誰でも通園制度について周知します（可能であれば、その場で認定申請を行うように案内することが望ましい)。

2）　伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業等の中で、要支援家庭等を把握した場合には支援策を検討し、こども誰でも通園制度の必要性が認められるときは、積極的につなげていきます。

3）　支援が必要な家庭は、保育の必要性の認定を受けることも可能であり、保育の利用を勧めることが考えられます。また、こども誰でも通園制度の方が保護者にとって利用しやすい場合もあるため、要支援家庭の支援を行っている部署から、こども誰でも通園制度の担当部署に対して、気になるこどもや家庭の申請状況や利用状況を確認することも考えられます。

4）　こども誰でも通園制度の担当部署では、対象となるこどもの申請状況を随時、確認した上で、その情報を要支援家庭の支援を行っている部署と適切な手続を経て共有し、こども誰でも通園制度を利用することが適当と思われる家庭が申請をしていない場合には、保護者との関係性に留意しつつ、いずれかの部署からこども誰でも通園制度の認定申請を改めて働きかけることも考えられます。

　認定申請がない家庭や、認定されているもののあまり利用していない家庭に対して、地域子育て支援拠点事業など、保護者が利用しやすい事業の案内を行うことをはじめ、少しずつ家庭との関わりを深めていきながら、こども誰でも通園制度の利用にもつなげていくことも考えられます。

5）　利用をしていても様々な事業所を転々としているような家庭が、要支援家庭等であることもありうることから、こども誰でも通園制度の担当部署から、こども誰でも通園制度の事業者

にも保護者やこどもの様子を聞いてみるなどした上で、要支援家庭の支援を行っている部署とも連携して、状況をフォローしていくことが考えられます。

6） また、それぞれの事業者では、問題が顕在化していないものの、「少し心配」くらいの段階で、支援を必要としている家庭に気づくこともあることから、地域単位の連絡会を立ち上げ課題意識の共有を図ったり、関係部局やこども家庭センター（以下「関係部局等」という。」）の職員が定期的に事業所を巡回して情報交換を図ったりすることも有効です。市町村を中心に事業者も含めた地域のネットワークを構築していくことは、何か気になった家庭があるとき、関係部局につなぐだけではなく、関係部局等からの助言を受けながら、その家庭につながった実施事業所が対応していくことができるケースが増えるなど、地域全体の対応力が向上していくことにもつながっていきます。

(2)事業者が気になるこども・保護者を把握した場合のアプローチ

○ 事業者において、気になるこどもや保護者を把握した場合には、保育所等と併設している事業所では保育所等の園長や主任保育士等に相談することや、子育て支援センターや地域子育て相談機関を併設している事業所ではそれらの機関と連携して保護者が心配事を話せる機会を設けてみるなど、組織的な連携の下、保護者との信頼関係を構築。

○ 事業所や併設する保育所等のみでこどもや家庭を支援することが難しいと判断した場合には、速やかに市町村（こども家庭センター等）や地域子育て相談機関、保健所等へ情報共有を行い、必要な対応について相談。

○ こども誰でも通園制度を実施する事業者において、気になるこどもや保護者を把握した場合には、保育所等と併設している事業所では保育所等の園長や主任保育士等に相談することや、子育て支援センターや地域子育て相談機関を併設している事業所ではそれらの機関と連携して保護者が心配事を話せる機会を設けてみるなど、組織的な連携の下、保護者との信頼関係を構築していきます。その際の基本的な姿勢として、話を聞く側の価値観や判断基準からではなく、話の内容をそのまま受け止め、なぜそういった言葉が出たのかその意味や背景にある様々な思いをありのままに理解することが重要です。

○ 事業所や併設する保育所等のみでこどもや家庭を支援することが難しいと判断した場合には、速やかに市町村（こども家庭センター等)、地域子育て相談機関、保健所等へ情報共有を行い、必要な対応について相談を行います。

○ 市町村（こども家庭センター等）や児童相談所が支援を行っているこどもや家庭等がこども誰でも通園制度を利用する場合に、市町村や児童相談所から事業者に対し、そのこどもや家庭に関する定期的な情報提供を求める場合があります。その場合、市町村や児童相談所と連携の必要性等についてよく認識を合わせた上で定期的な情報提供に応じるとともに、定期的な情報提供の期日より前であっても、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したとき等は速やかに市町村や児童相談所に連絡することが求められます。

○ また、市町村や児童相談所から定期的な情報提供を求められているこどもに限らず、こどもに

不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席・遅刻が多い、身体や衣服が不潔である、帰宅を嫌がるなど、児童虐待のおそれや気になる様子が見られるときは、躊躇なく直ちに市町村（こども家庭センター等）・児童相談所に連絡することが求められます。

○　このようにこどもに虐待のおそれや気になる様子が見られる場合等の対応については、「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（令和５年８月４日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）に基づき、適切に対応することが必要です。

○　更に、市町村（こども家庭センター等）、地域子育て相談機関等を通じて、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携を行うことや、その要支援家庭等が必要な支援に結び付くよう働きかけていくことが重要です。

○　こうした場合に情報の取扱いが適切に行われるよう、共有の範囲や方法等について、市町村、事業者や関係機関などの関係者間で認識の共有を図ります。

８．その他

(1) 令和７年度における広域利用の取扱い

○　広域利用については、令和７年度は、自治体間で協定が結ばれているなど調整が行われていることを前提に利用可能。

○　居住する自治体以外でこども誰でも通園制度を利用することについて、想定される利用方法として、

・　一時的かつ一定期間の利用が困難になる場合　　里帰り出産　など

・　地理的な制約から居住自治体での利用が困難な場合　　隣接区域境越境利用　など

が考えられます。

○　こうした広域利用については、令和７年度は、自治体間で協定が結ばれているなど調整が行われていることを前提に利用可能となります。

○　広域利用の場合も、初めて通園する場合、利用施設との事前面談を行った上で利用可能となります。

(2) 地域の実情に応じた実施

○　待機児童が生じている地域においては、保育の受け皿に与える影響を考慮したうえで、保育所等の定員外（一般型）での整備を中心に進めていくことが考えられる。
○　人口減少地域においても、地域内に対象となるこどもが存在する限り、こども誰でも通園制度を利用できる体制整備が必要。定員充足率が低下している地域においては、既存の保育所等を活用して、実施を積極的に進めていくことが考えられる。
○　必ずしも保育所を中心とした整備を進める必要はなく、それぞれの地域資源を活用した、地域の実情に応じた体制整備を進めることが大切。
○　こども誰でも通園制度の実施に当たっては、更なる保育人材の確保が必要。都道府県を中心として、保育士・保育所支援センター等を活用して域内の人材確保に努めることが重要。

○　こども誰でも通園制度については、全自治体において実施することとなる令和８年度からの本格実施に向けて、地域の実情に応じて適切に受け皿を整備していく必要があります。
○　待機児童が生じている地域においては、保育の受け皿に与える影響を考慮した上で、保育所等の定員外（一般型）での整備を中心に進めていくことが考えられます。
○　一方で、人口減少地域においても、地域内に対象となるこどもが存在する限り、こども誰でも通園制度を利用できる体制整備が必要です。定員充足率が低下している地域においては、既存の保育所等を活用して、実施を積極的に進めていくことが考えられます。
○　なお、必ずしも保育所を中心とした整備を進める必要はなく、それぞれの地域資源を活用した、地域の実情に応じた体制整備を進めることが大切です。例えば、児童館や地域子育て支援拠点事業所を中心にこども・子育て支援を行っている地域においては、これらと一体的にこども誰でも通園制度を実施するというような在り方も考えられます。
○　いずれの場合も、こども誰でも通園制度の実施に当たっては、更なる人材の確保が求められることとなります。都道府県を中心として、保育士・保育所支援センター等を活用して域内の人材確保に努めることが重要です。

Ⅲ その他の留意点等

１．個人情報の取扱いについて

○　こども誰でも通園制度の実施に当たっては、アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は事前に把握しておくことが重要。
○　こうした個人情報の共有については、利用者の同意を得るにあたり、どの範囲で、いつまで共有されるのかということを明確にした上で、利用者に誤解の無いように伝えることが必要。
○　個人情報は、利用の認定をした市町村において適切に管理を行うこと。他の自治体に情報提供する場合は、利用者から個人情報の提供の同意を得て行う必要がある。
○　総合支援システム上においては、プライバシーポリシーや利用規約に則り、記録や共有を行うこと。

○　こども誰でも通園制度の実施に当たっては、アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は事前に把握しておくことが重要です。
○　こうした個人情報の共有については、利用者の同意を得るに当たり、どの範囲で、いつまで共有されるのかということを明確にした上で、利用者に誤解の無いように伝えることが必要です。
○　こども誰でも通園制度における個人情報の取扱いについて、下記を踏まえて適切な対応をお願いします。

【事業における個人情報の取扱い】
○　個人情報は、利用の認定をした市町村において適切に管理を行います。
○　市町村の管理する個人情報は、他の自治体に情報提供する場合は、利用者から個人情報の提供の同意を得て行います。認定の際に利用者に説明の上、予め必要な同意を得ておくことが考えられます。

【システム上において記録・共有される情報の取扱い】
○　システムにおいて定めるプライバシーポリシーや利用規約に則り、記録や共有がなされます。
○　市町村の管理する個人情報は、他の自治体において確認することはできません。
認定市町村において、認定の際に利用者から個人情報の取扱いの同意を得ます。
○　施設は、利用者から当該施設の事前面談申込時に個人情報の閲覧の同意を得ることで、こどもの障害や要支援家庭などの要配慮個人情報を含めた個人情報を確認することができるようになります。
○　情報の共有については、以下の通りです。
・　共有する範囲　認定を受けた市町村及び利用したことのある事業所
・　共有する期間　こども誰でも通園制度の対象期間中
○　なお、一度同意を得て確認が可能となった施設は、利用者がこども誰でも通園制度の利用を継

続している間は、利用者の個人情報の閲覧が可能となります。この点、利用者から特定施設への同意の取り消しがあった場合には、認定市町村に依頼することにより、当該施設においては個人情報が確認できないようになります。

※　利用者の同意が取り消された場合は、利用したことのある事業者であっても、利用者の情報は確認できません。

＜利用者の同意に基づき、システム上で事業所に共有する事項＞

・　家族の状況　　氏名、生年月日、性別、住所、緊急連絡先、続柄、就労・就学先　等
・　こどもの状況　氏名、生年月日、性別、住所、アレルギー情報、既往歴情報、健康状態、託児経験、生活リズム　等　※障害に係る情報を含む
・　発達の状況　　食事の状況、排泄の状況、好きな遊び、かかりつけ医、予防接種状況
・　こどもに関する記録（後述参照）

＜各事業所において必要となる詳細な情報やこどもに係る日々の記録＞

○　利用開始時の事前面談における保護者とのやり取りやこどもに係る日々の記録は、事業所内で支援の充実のために活用します。

○　こども誰でも通園制度においては、利用の形態により、こども一人ひとりの特性・特徴について、時間をかけて把握・理解して関わっていくことや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがあります。

○　このため、住所地の市町村及びこどもが利用する事業所が、こどもの好きな遊びやものなどについて共有し、毎日来ないこどもでも、保育者がスムーズにこどもに対応できるようにするために、システムに利用こどもの情報登録・共有の仕組みを設けています。

○　システムに登録するこどもの記録については、保育所における日々の記録というものではなく、当該こどもが他の事業所を利用する際に参考となるような簡潔な記録を、以下の観点から作成します。

・　好きな遊びや好きなもの
・　身体を動かすことが好きなのか
・　よく眠る子なのか　など

２．他制度との関係

○　こども誰でも通園制度と一時預かり事業については、主に、①目的・定義面の違い、②給付制度と事業といった制度的な建付けの違いがある。

①　一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度はこどもの育ちを応援することが主な目的。

②　一時預かり事業は「事業」である一方で、こども誰でも通園制度は令和８年度から「給付制度」として実施。

○　こども誰でも通園制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、利用者にその利用目的に応じて適切に使い分けていただくことが大事であり、自治体はその点について十分理解した上で、両制度について案内する必要がある。

一方で、こども誰でも通園制度と一時預かり事業を併用するこどもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではなく、こどもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要がある。

【一時預かり事業との関係性】

○　こども誰でも通園制度と一時預かり事業については、主に、①目的・定義面の違い、②給付制度と事業といった制度的な違いがあります。

①　一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

②　一時預かり事業は「事業」である一方で、こども誰でも通園制度は令和８年度から「給付制度」として実施されます。このため、こども誰でも通園制度については、こどもにとって一定の権利性が生じ、また、全国どの自治体でも共通で実施されることとなり、一時預かり事業とは異なる意義があります。

○　こども誰でも通園制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施することも考えられますが、その場合は以下の点に留意が必要です。

・　こども誰でも通園制度と一時預かり事業は趣旨・目的が異なることから、本手引のＩで示すこども誰でも通園制度の意義や仕組みと、主に一時的にこどもを預かってもらう必要が発生した場合に対応した仕組みである一時預かりとの違いを利用者に丁寧に説明し、利用目的に応じて適切に使い分けていただけるようにすることが大事です。自治体はその点について十分理解した上で、両制度について案内する必要があります。

・　一方で、こども誰でも通園制度と一時預かり事業を併用するこどもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではありません。こどもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要があります。

３．職員の資質向上等

(1)管理者の責務

○　管理者は、その責務として、以下の事項を行う必要があります。

・　制度及び事業の目的・意義を正しく理解すること

・　本事業実施における目標の設定を行い、定期的に業務管理を行うこと

・　事業実施における必要な指示命令を行い、従事者に、運営に関する基準の規定を遵守させること

・　自身を含む従事者の研修等人材育成を行うこと

・　定期的に、本事業や自身を含む従事者の評価を行うこと

・　市町村・関係機関・地域連携施設に対し、スムーズに連携がとれるよう、日常から関係構築に努め、必要に応じて情報収集や情報共有し連携をおこなうこと

(2)研修

○　保育士を含めた従事者が、制度の理解を踏まえた専門性が発揮できるよう、市町村・実施事業所は適切に研修等の機会を設ける必要があります。例えば、以下のような研修が考えられます。

・　制度の意義と特性の共通理解、振り返りを行う研修

・　配慮が必要なこどもや家庭への対応についての研修

・　低月齢の保育に関する研修

・　保護者支援に関連した研修

○　なお、保育士資格を有しない従事者については、こども誰でも通園制度に従事する前に、子育て支援員研修等を受講することで、必要な知識や技能等を習得する必要があります。

○　避難訓練等、有事の際の対応についての研修を定期的に行うことも必要です。

(3)職員のメンタルヘルスへの配慮

○　こども誰でも通園制度においては、多くのこどもと短時間の関わりを繰り返すこととなり、家庭への対応を含め、通常保育と異なることで、保育者一人ひとりに負担がかかる可能性があります。事業者は、こうした点に十分配慮したうえで、保育者への定期的なヒアリングを実施し必要に応じた対応を行う、特に経験の浅い保育者には管理職等がしっかりと伴走する、といった対策を講じることが重要です。

おわりに

○　令和６年度において試行的事業として実施されていたこども誰でも通園制度は、令和７年４月より、いよいよ制度化されます。

○　「はじめに」においても記載したとおり、こども誰でも通園制度は全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設されたものです。

○　この制度の創設に当たっては、令和５年度に開催した「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」、令和 6 年度に開催した「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」において、その在り方について検討を重ねてまいりました。構成員の皆様や、試行的事業を実施されている自治体の方々におかれましては、貴重なご意見を多数いただきありがとうございました。また、試行的事業に参加された事業者と従事された保育士をはじめとする職員の方々からも、現場における工夫や手応えなど様々な声を寄せていただきました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

○　この手引は、検討会での議論を踏まえ、こども誰でも通園制度の意義や、実施の在り方等について、各事業者はもとより、対応に当たる保育者、制度を地域全体で具体化していく自治体等の参考とするための資料として作成されました。

○　関係者がこどもをまんなかに考え、この制度がよりよいものとなるよう連携しながら、各地域において提供体制の確保と取組の実施を進めるとともに、各施設の実情に応じて創意工夫を図り、質の向上に努めていく際の参考として、この手引を活用していただきますようお願い申し上げます。

○　こども誰でも通園制度が、こどもまんなか社会を形成するための一助となるよう、皆で共に取り組んでいきましょう。

2025（令和７）年 3 月 28 日

こども家庭庁成育局保育政策課

参考資料

<参考資料>

○保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）
○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019 年改訂版）
○保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）
○教育・保育施設における重大事故防止及び発生時の対応ガイドライン（平成 28 年 3 月）
○授乳・離乳の支援ガイド（2019 年改訂版）
○児童福祉施設等における食事の提供ガイドライン（平成 24 年 3 月）
○保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン（令和 6 年）
○保育所等における虐待等の防止ガイドライン（令和 5 年 5 月）
○「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」手引き（令和 4 年）

＜関係法令等＞

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
○児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）
○児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
○子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
○子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）
○子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）
○乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）
○乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（令和 7 年 2 月 12 日付けこ成保発第 120 号、令和 7 年 2 月 14 日一部改正）
○乳児等通園支援事業の認可等について（令和 7 年 2 月 26 日付けこ成保発第 154 号）
○教育・保育施設等における事故の報告等について（令和 7 年 3 月 21 日こ成安第 44 号、6 教参学第 51 号）

こども誰でも通園制度